

定例監査の結果

1 監査の期間

令和7年4月14日から令和7年5月2日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

消防本部 消防総務課、予防課、指令課

消防署（本署・西分署・一色分署・吉良分署・幡豆分署）

(2) 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 消防総務課

ア 契約事務

(ア) 入札参加者名簿に登録されていない業者から見積書を徴収し、見積合わせを行い、契約相手としているものがあった。 【物品・役務の契約事務の手引き】

(イ) 見積合わせにおいて、見積書の徴収先である2者が同一業者となっているものがあった。 【契約規則第24条の3】

イ 文書事務

(ア) 現金の受領に際し、分任出納員の任命もれがあったほか、分任出納員に係る事務が適切に行われていないものがあった。 【出納員及び分任出納員事務取扱要領】

(イ) 出張復命について、決裁区分誤りがあった。

【決裁規程別表第 1】

(2) 予防課

なし

(3) 指令課

なし

(4) 本署

なし

(5) 西分署

なし

(6) 一色分署

なし

(7) 吉良分署

なし

(8) 幡豆分署

なし